資料３

地域密着型サービス事業所の指定有効期間満了について

（１）申請者　　合同会社ミヒリー
（２）事業所名称　　デイサービスおひさま
（３）事業所の所在地　　宮代町東姫宮２丁目１０番２９号
（４）事業所の種類　　地域密着型通所介護
（５）その他　　指定有効期間　令和７年２月２８日まで

様式第２号（第４条関係）

指定地域密着型サービス事業所　指定決定通知書

宮 発 第 5160 号
平成３１年２月２７日

合同会社ミヒリー
[redacted] 様

公印使用

宮代町長　新 井 康 之

平成３０年１２月２８日付で申請のあった指定地域密着型サービス事業所の指定申請について、宮代町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則第４条の規程により下記のとおり指定します。

記

申請者	合同会社　ミヒリー
代表者	[redacted]
事業所名	デイサービスおひさま
事業所所在地	埼玉県南埼玉郡宮代町東姫宮２丁目１０番２９号
介護保険事業所番号	１１７０５００９５１
サービス種類	地域密着型通所介護
指定期間	平成３１年３月１日　～　平成３７年２月２８日

備考　１　上記の指定期間中に事業所名等の変更、事業の廃止、休止、指定の辞退が生じた場合は町に届出が必要となります。

２　上記の指定期間中に運営基準違反等が明らかになった場合は、当該指定を取り消すことがあります。

３　当該指定決定通知書は、事業所の見やすい場所に標示する必要があります。

受付 第79号 5.3.16 宮代町介護保険課

様式第4号

廃止・休止届出書

令和5年　3月　10日

宮代町長

住所
開設者　(所在地)　埼玉県南埼玉郡宮代町東姫宮2丁目10番29号
氏名
(名称及び代表者氏名)　合同会社 ミヒリー [redacted]

次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

	介護保険事業所番号	1	1	7	0	5	0	0	9	5	1
廃止(休止)する事業所	名称　デイサービスおひさま										
	所在地　埼玉県南埼玉郡宮代町東姫宮2丁目10番29号										
サービスの種類	地域密着型通所介護										
廃止・休止の別	廃止　・　(休止)										
廃止・休止する年月日	令和4　年　12　月　1　日										
廃止・休止する理由	コロナ禍の影響を受けて利用者確保が困難であるため										
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置	既に他の事業所へ案内済み										
休止予定期間	休止日　～　令和5年　11　月　30　日										

備考　廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。

地域密着型通所介護事業所　デイサービスおひさま

指定期間終了に伴う指定の失効について

１．経緯

１）直近の指定有効期間は平成３１年３月１日から令和７年２月２８日まで。

２）利用者不足に伴い令和５年１１月３０日まで休止届出。

３）休止期間の明ける令和５年１２月１日以降、休止、廃止、再開のいずれも届出なし

４）以後、事業所の住所あてに郵送勧奨及び電話勧奨（いずれも法人と同一）するが返答なし

５）令和６年１０月２日現地確認（以下の写真）するも運営実態の確認はできない。

現地写真①

現地写真②

６）令和６年１０月２日時点で国税庁ＨＰを確認するも廃業等の確認はできない。

合同会社ミヒリーの情報

このページを印刷する

最新情報

法人番号

[redacted]

商号又は名称

合同会社ミヒリー

商号又は名称（フリガナ）

ミヒリー

本店又はまたは事業所の所在地

埼玉県南埼玉郡宮代町東姫宮2丁目10番29号

最終更新年月日

平成30年5月1日

こちらの検索結果画面を印刷した書面は、法令（注）が規定する法人番号等の告知の際に、金融機関等に提示する書類の一部として使用することができます。

（注）「所得税法」、「相続税法」、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」及び「相続税法等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」

変更履歴情報

公表以後の変更履歴について表示しています。

No.1	・事由発生年月日	平成29年7月21日
	・変更の事由	本店又はまたは事業所の所在地の変更
	・旧情報	埼玉県さいたま市見沼区大字小深作255番地1 事業大宮小深作はるさと団地1－202
No.2	・法人番号指定年月日	平成27年10月5日
新規		

国税庁法人番号公表サイトから抜粋

７）令和６年１２月２日に最後勧奨として簡易書留で有効期間満了に伴う更新申請のお知らせ及び再開等の届出勧奨通知（別紙）を送付するも同月１０日郵便局から返還。

２．結論

複数回にわたる勧奨に応答がなく、指定有効期間内に更新の申し出もなく、事業実態として運営しているとは言い難いことから指定有効期間終了を以て指定失効とする。

なお、指定有効期間満了による失効のため、取消や廃止とは異なり告示等は行わない。